

第4章 基本方針

史跡荒船風穴における本質的価値及び保存・活用の基本方針については、「保存管理計画」（平成24年3月）、「整備基本構想」（平成27年3月）において示されている。一方、平成27年3月に文化庁文化財部記念物課により『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（以下、『史跡等マネジメント事業報告書』という。）が策定された。

そこで、本章では、「保存管理計画」、「整備基本構想」で示された内容を踏まえ、『史跡等マネジメント事業報告書』に記された方針に沿って、本史跡の本質的価値及び保存・活用の基本方針について再整理して示す。

1. 史跡の本質的価値（『保存管理計画』より引用）

荒船風穴の本質的価値

- 蚕種貯蔵所の規模や技術の集積を示す遺構が、目に見える形で残っている。
- 今なお現地で、操業当時とほぼ同様の強力な冷風を体感することができる。
- 夏秋蚕の普及や、一代交雑種の研究、普及に大きな役割を果たした。
- 春秋館による運営のもと、地方にありながら、当時整えられてきた通信・交通手段を活用して全国規模で事業を展開し、日本の養蚕業の資質向上に寄与した。

A. 本質的価値を構成する要素

- ◎風穴本体の遺構（1～3号風穴石積み）
- ◎操業時の管理運営に関連する遺構（番舎(管理棟)跡や搬出入路、風穴以外の石積み等）
- ◎冷風と発生要因となっている地形的な要素（谷地形や崖錐、岩塊の堆積等）

B. 本質的価値と密接に関連する要素

- 史跡指定地内西端を含む、西側に広がる谷地形（崖錐や、岩塊の堆積）
- 冷涼な環境を視認できる植生状況（希少植物等）
- 番舎(管理棟)跡からの眺望（風穴本体の遺構を望む景観・屋敷地区を望む景観）

C. その他の諸要素

- ・岩陰遺跡（縄文時代）等、近代以前の利用の痕跡
- ・風穴操業終了後の生業痕跡（スギ植林地、耕作地、水道管等）
- ・維持管理に関する諸施設（温度計、注意板等）
- ・便益施設（木製ベンチ、手洗い場）
- ・その他の草本類、木本類（谷地形や斜面部に生育する樹木等）

2. 保存・活用の方向性（『整備基本構想』を再整理）

保存の方向性

○遺構と風穴環境の保護を前提とする。

活用の方向性

○歴史と自然の学習の場としての魅力を十分発揮できる活用をおこなっていく。

○周辺施設等との役割分担を明確にした活用をおこなっていく。

○関連資産との連携をはかり、下仁田町全体の観光振興や交流促進の中に、荒船風穴の整備を位置付けていく。

3. 保存・活用の基本理念（『整備基本構想』を再整理）

【保存の基本理念】

1) まもる・・・荒船風穴の保存

世界の絹産業の発展に多大な貢献をし、世界遺産となった史跡の歴史的価値はもちろん、ここに風穴が造られた要因である冷風を生む環境も含めて、史跡の本質的な価値を保存していく。

2) 知る・・・荒船風穴の調査・研究の継続

荒船風穴の歴史、役割、構造、機能、冷風を生み出す仕組み及び荒船風穴の管理運営を担っていた春秋館等について、今後も継続的に調査・研究を行う。

【活用の基本理念】

1) 伝える・・・荒船風穴の価値の公開・活用

荒船風穴が日本の絹産業の発展に果たした役割、自然条件をたくみに活かして産業振興へとつなげた先人の知恵等、自然と人知の交流が生んだ荒船風穴の価値や特色を次世代に伝え広く公開し、様々に活用していけるようにする。

2) 繋げる・・・関連資産とのネットワーク化

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産、下仁田町内の産業遺産、ジオパーク（地質遺産）、全国に点在する他の風穴等、他の関連資産との連携（ネットワーク化）を推進し、さまざまな交流の和を広げていけるようにする。

3) 活かす・・・荒船風穴を活かした地域活性化への取組

荒船風穴を下仁田町の地域活性化のための資産として活かしていけるよう、官民協働で取り組むためのしくみや体制づくりを検討していく。

4. 保存・活用の基本方針（『整備基本構想』を再整理）

【保存の基本方針】

1) 荒船風穴の保存

- 風穴遺構（1～3号風穴石積み）の保存
- 番舎関連施設遺構の保存
- 冷風の発生要因となっている自然環境の保全

2) 史跡周辺の景観保全

- 適切な植生管理による史跡内の景観の保全
- 指定地内からの眺望の保全
- 大正時代の植生への変換

3) 荒船風穴の調査・研究の継続

- 風穴特有の石積み構造や風穴建屋、番舎(管理棟)関連施設の調査研究
- 荒船風穴に関する文書等資料の整理・調査
- 冷風発生の仕組みについての調査研究
- 調査研究を推進していくための体制整備

【活用の基本方針】

1) 世界遺産としての荒船風穴の価値と魅力の発信

- 荒船風穴を総合的に示すための番舎(管理棟)関連施設跡の整備
- 自然条件を巧みに利用した荒船風穴の特色を体感・体験できる整備
- ガイダンス施設、パンフレット、ホームページその他、様々なツールやメディアを利用した情報発信

2) 安全に楽しく見学できる環境づくり

- 史跡を安全に公開するために必要な園路、広場、解説機能の整備
- 便益施設等の再整備（更新、改修、移転）
- 史跡までのアクセス、駐車場の整備
- バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

3) 教育向け体験学習等の充実

- ガイダンス等における展示解説
- 体験学習や教育ツアーガイド等のソフト面の充実
- 町民（特に小中学校）が地域の歴史、自然、文化を知り学ぶ機会の創出

4) 関連資産とのネットワーク化

- 富岡製糸場と絹産業遺産群の構成資産との連携推進
- 町内の総合的なインフォメーションとガイドシステムの整備
- 全国に点在した風穴との情報共有、調査研究

5) 荒船風穴を活かした地域活性化への取組み

- 観光資源として必要なサービスの提供、運営体制の整備
- 荒船風穴を活かした物産や荒船風穴ブランドの開発

5. 整備目標 (キャッチフレーズ)

「体感！岩間から湧く不思議な冷風、先人の近代化を成し遂げた熱き思い」

荒船風穴蚕種貯蔵所跡は、操業時の管理運営に関連する番舎関連施設(番舎跡や物置跡、受水槽跡、搬出入路、土留め石積み等)、風穴本体(1～3号風穴石積み)、冷風と発生要因となっている地形的な要素(谷地形や崖錐、岩塊の堆積等)、といった本質的価値から成る遺跡である。しかしながら、番舎や風穴建屋等はすでに取り壊されており、操業時の史跡の様子を理解することは困難であり、冷風を体感できる場所も限られている。また、施設面では駐車場の不便や園路の危険性などの課題がある。

そこで、荒船風穴の整備にあたっては、利用者が安全・快適に見学しながら、冷風発生のしくみや風穴の役割を体で感じることができ、史跡の価値を十分理解できるような整備を実施していくことを目標とする。

6. 整備の基準とする年代

荒船風穴の稼働年代は、1号風穴が操業を開始した明治38(1905)年から、貯蔵枚数がなくなった昭和13(1938)年までの33年間である。整備にあたっては、3号風穴が稼働し始めた大正4(1915)年以降、荒船風穴蚕種貯蔵所の活動が全盛期であった大正年間(大正4年～大正14(1925)年以前)の状態を概ねの基準として整備する。ただし、風穴建屋や番舎関連施設の建物の復元については、遺構の保存を最優先とし、遺構の残存状況や史・資料の調査成果等を踏まえて、整備を行うかどうか検討する。

風穴	年		明治		大正		昭和	
	38	44	元	14	元	10	13	
1号風穴	明治38年～							
2号風穴	明治41年～							
3号風穴			大正4年～					



基準とする年代

図 4-1 風穴の稼働年代と整備の基準とする年代

第5章 整備計画

1. 整備の基本方針

荒船風穴の特徴である「自然条件を活かした遺構」、「番舎(管理棟)関連施設跡と3基の風穴により構成される全体像」を「来訪者が安全に体感できる」ような整備を目指す。そのためには、冷風源や遺構の保存に加え、遺構の現地表示や園路整備、学習施設等の活用施設の充実が必要不可欠である。具体的には以下のような整備を行う。

1-1 保存のための整備

①風穴石積みの保存

風穴石積みについては、石積みカルテにより孕みの規模や範囲、周囲に生育する樹木の状況等を把握し、危険度の総合評価を行う。すでに緩みや孕みが見られる3号風穴はばき石積みや3号風穴東側上部石積みについては、来訪者の安全性確保の観点からも早期に保存修理を実施する。

すでに崩落している2号風穴北面、3号風穴南面については、定期的な石積みの変位調査や三次元測量等を実施し、変位の増加がみられる場合には、積み直しによる保存修理を実施することを検討する。

なお、石積み変位調査や三次元測量等による恒常的なモニタリングは保存修理完了後も継続的に実施する。特に、雪解け時に流水が石積み背面に集中することにより、石積みに緩みや孕みが生じ、一気に崩落する可能性が指摘されていることから、現状で緩みや孕みが見られる箇所以外についても留意する。

②番舎関連施設跡の保存

番舎(管理棟)関連施設に関する埋蔵遺構は十分な保護層を設けて地中で適切に保存する。地上に表出している溜め池や土留め石積みは、石積みの積み直し等、必要な保存対策を講じる。

また、発掘調査成果や古写真等に基づき、昭和時代に改変された地形等の整備を実施するとともに、植生管理による平場や法面の保護等の保全対策を行う。

③冷風発生源の保存

冷風発生源となっている岩塊の堆積を含め、史跡周辺斜面の危険箇所について崩落対策や危険木の伐採等を行い、適切に管理しながら保存する。

④周辺景観の保全

指定地内外の適切な植生管理により、荒船風穴の構造が認識できるよう眺望の保全を図るとともに、史跡内から屋敷集落方面の眺望の保全を図る。また、スギの植林地については、大正時代の植生への変更を検討する。

1-2 活用のための整備

①史跡の特徴を体感できる整備

発掘調査成果等に基づき、荒船風穴蚕種貯蔵所跡の大正時代の遺構を現地で体感・理解できるよう遺構表示や解説施設の整備を目指す。

なお、復元整備にあたっては、発掘調査結果から得られた情報（平面規模、礎石や柱穴の状況等）と古写真や絵図、図面等の史・資料調査を分析し、具体的な形態の検討が必要となる。現在は、番舎関連施設跡の発掘調査成果がほぼ揃いつつあるものの、建築物復元を行う手がかりとなる史・資料については、古写真はあるものの、建物の寸法や構造が分かる図面等が発見されていない状況である。そのため、風穴建屋及び番舎関連施設については、現時点では復元整備は行わず、今後も史・資料の調査を進めることとする。

②来訪者の利便性の向上

来訪者が安全にかつ快適に史跡を利用できるよう、史跡を効率よく周遊できる園路、指定地内外の眺望を楽しめる広場、休憩施設等を整備するとともに、崩落等の危険性がある箇所については保全対策を講じる。また、可能な範囲でバリアフリーやユニバーサルデザインを推進する。見学者広場等に設置されている便益施設は、適宜更新・改修するとともに、利用状況に応じて統合や移転を検討する。

③動線・駐車場の整備

自動車動線については、現在の神津牧場経由のルートを引き続き利用する。なお、本来種紙が荒船風穴に運ばれたルート（市野萱から県道を登るルート）からも乗用車（大型バスは除外）が史跡へアクセスできるよう、関係機関と調整を図りながら積極的に検討していく。

また、管理用車両の駐車場を見学者広場以外の場所に確保する。

④情報発信・学習施設の充実

遺跡に関する展示や公開、体験学習やイベント等の活用事業、維持管理等の核となる拠点施設の整備を目指す。遺跡現地では、インターネットや各種ツール、メディアを積極的に取り入れ、学習機能や情報発信の充実を図る。

また、維持管理及び事業推進体制について、整備内容を踏まえ、必要に応じて強化する。

2. ゾーニング

当史跡指定地内は、平成 26 年度に策定した「整備基本構想」において、分布する本質的価値を構成する要素（遺構）の違いや現在の利用状況、立地環境等に基づき、7つのエリア（指定地内 3 地区、指定地外 4 地区）に分類されている。本基本計画では、このゾーニングを踏まえ、それらの中で一連の範囲として整備するエリアについては統合し、計画対象範囲を6つのゾーンに再編成した。

①番舎遺構ゾーン（史跡内）

整備基本構想で示した番舎遺構ゾーンと同じエリアで、本質的価値を構成する要素である「番舎(管理棟)関連施設跡」が存在する地区である。まとまった面積の平場（広場）があり、風穴を俯瞰できる場所である立地特性を活かして、風穴を俯瞰しながら、荒船風穴の全容を把握する眺望エリアおよび史跡への導入エリアと位置づける。

②風穴ゾーン（史跡内）

整備基本構想で示した風穴ゾーンと同じエリアで、本質的価値を構成する要素である「風穴の基礎部にあたる石積み遺構」、「冷風の発生要因となっている谷地形」が存在する地区である。荒船風穴の中核部であり、ここに蚕種貯蔵施設がつけられた主因である冷風を、現在においても体験することができる。

③治山対策ゾーン（史跡内・外）

整備基本構想で示した治山対策ゾーンの史跡内、史跡外を一つにまとめたエリアで、史跡内の風穴石積み南側の斜面部の中で遺構に近接している箇所、風穴石積み北側通路の東側部分と史跡指定地南北の斜面部である。

④冷風源岩塊ゾーン（史跡外）

整備基本構想で示した冷風源岩塊ゾーンと同じエリアで、荒船風穴の冷風を生み出す岩塊堆積層の崖錘地形（岩塊の沢）と、露頭岩およびその周辺を含めた地区である。

⑤見学者広場ゾーン（史跡外）

整備基本構想で示した見学者広場ゾーンと同じく、既存の見学者広場の地区である。

⑥交通対策ゾーン（史跡外）

整備基本構想で示した交通対策ゾーン（既存の一般見学者用駐車場）に加え、管理用車両用の駐車場、一般車両用の駐車場の新設候補地を加えたエリアである。

表 5-1 各ゾーンの特徴と本質的価値を構成する要素

ゾーン名	ゾーンの特徴	本質的価値
番舎遺構 ゾーン (史跡内)	<ul style="list-style-type: none"> ・番舎(管理棟)関連施設跡が存在する ・まとまった面積の平地がある ・風穴を俯瞰できる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎創業時の管理運営に関連する遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・番舎(管理棟)跡 ・物置跡、作業小屋跡 ・池跡 ・受水槽跡、貯水槽跡 ・土留め石積み ・搬出入路、階段 ○番舎跡からの眺望 <ul style="list-style-type: none"> ・風穴本体遺構を望む景観 ・屋敷地区を望む景観
風穴 ゾーン (史跡内)	<ul style="list-style-type: none"> ・風穴の基礎部にあたる石積みと隣接した通路、冷風の通り道である沢が存在する ・荒船風穴の中核部であり、ここに蚕種貯蔵施設がつけられた主因となる冷風を体験できる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎風穴本体遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・1～3号風穴石積み ・3号風穴のはばき石積み ◎風穴本体に付随する遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・里道(見学路) ・築造時に造られた周辺の石積み ・風穴周辺斜面の土留め石積み ◎冷風 ◎冷風発生源となっている地形的要素 <ul style="list-style-type: none"> ・谷地形 ・崖錐 ・岩塊の堆積 ○冷涼な環境を視認できる植生
治山対策 ゾーン (史跡内・外)	<ul style="list-style-type: none"> ・番舎遺構ゾーン、風穴ゾーン周辺の斜面部 ・多くの転石やガリ浸食が見られる ・風穴遺構に近接している箇所では、落石や斜面の崩壊が起こると見学者の安全や風穴石積みの保存に大きな影響を及ぼす 	<ul style="list-style-type: none"> ◎風穴本体に付随する遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・斜面に造られた土留め石積み ○指定地西側に広がる谷地形 <ul style="list-style-type: none"> ・崖錐 ・岩塊の堆積
冷風源岩塊 ゾーン (史跡外)	<ul style="list-style-type: none"> ・荒船風穴の冷風を生み出す岩塊堆積層の崖錐地形と露頭岩およびその周辺の地区 ・冷風発生の環境の源となる重要な場所である 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地西側に広がる谷地形 <ul style="list-style-type: none"> ・崖錐 ・岩塊の堆積
見学者広場 ゾーン (史跡外)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の見学者広場の地区 ・現時点でのガイド施設設置候補地 	該当なし
交通対策 ゾーン (史跡外)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の一般車両用駐車場は、史跡から約0.8km離れている ・史跡周辺の駐車場候補地 	該当なし

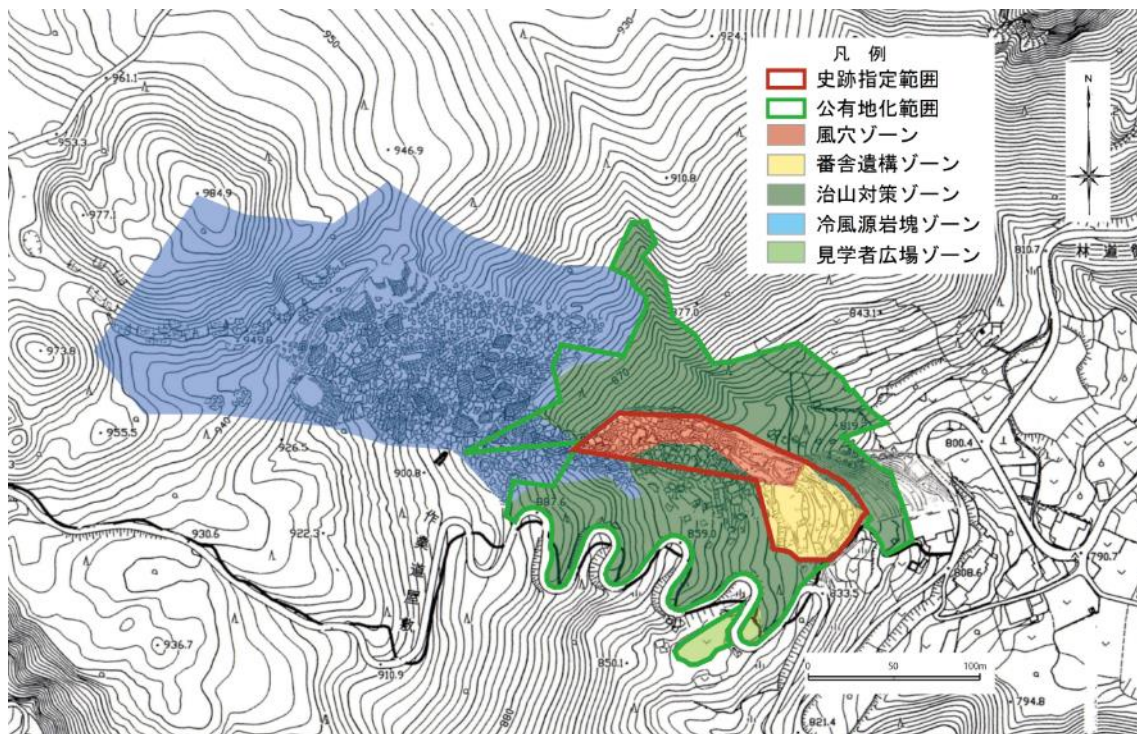


図 5-1 ゾーニング計画図（史跡周辺）

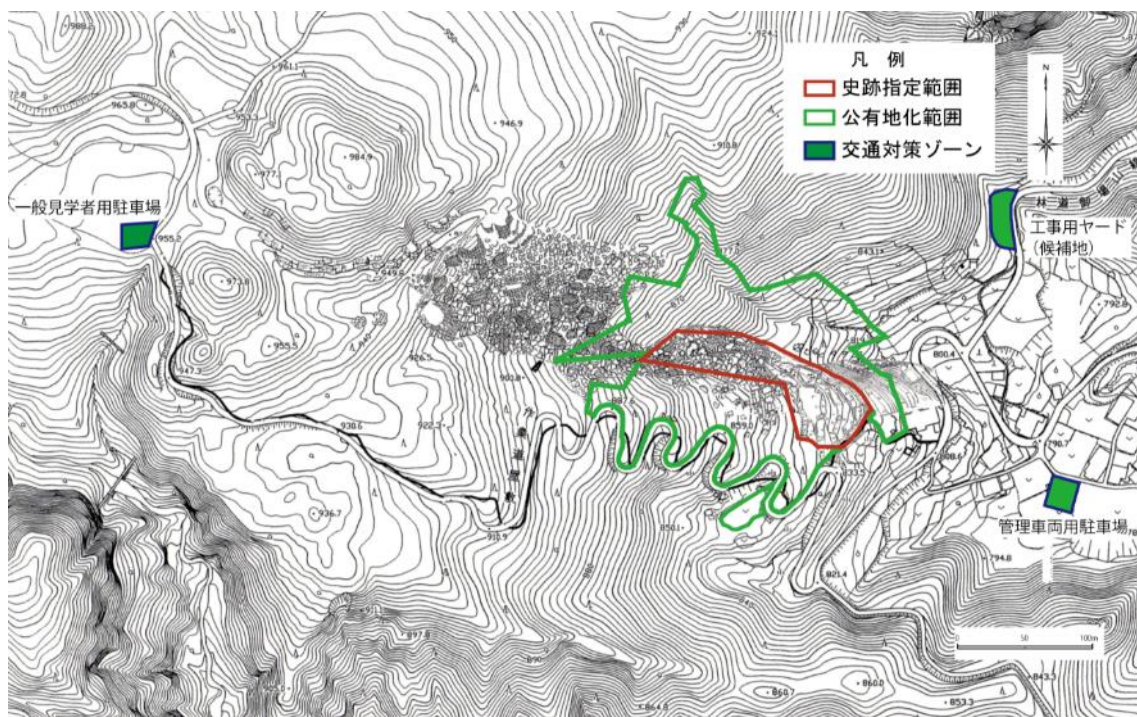


図 5-2 ゾーニング計画図（交通対策ゾーン）

3. 各地区の整備計画

3-1 番舎遺構ゾーン

(1) ゾーンの概要

番舎(管理棟)関連施設跡が存在する地区である。まとまった面積の平場(広場)があり、風穴や屋敷集落方面を眺望できる場所である。

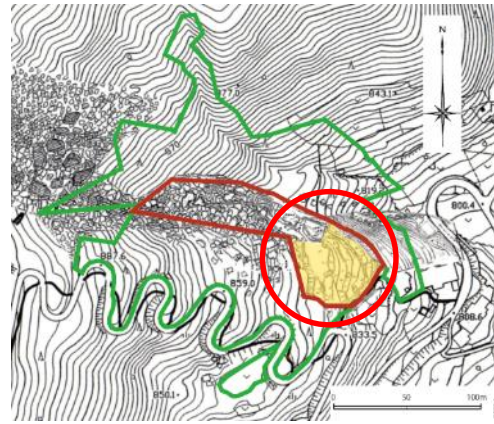


図 5-3 番舎遺構ゾーン

(2) 整備方針

「番舎関連施設の遺構表示と眺望広場としての活用」

地下に埋蔵している遺構を保護した上で、番舎(管理棟)跡、物置跡等の遺構の整備を行い、産業遺産としての荒船風穴蚕種貯蔵所跡の全体像を示せるようにする。

風穴石積みを上から俯瞰しながら、誰もが遺跡の概要を理解できるよう総合説明板等を設置し、バリアフリーを考慮した園路整備を行う。また、風穴石積みや屋敷集落方面を眺望しながら、来訪者が滞留できる眺望広場ゾーンとして整備する。

(3) 整備のコンセプト

発掘調査の成果に基づいて、荒船風穴蚕種貯蔵所跡最盛期の大正時代の番舎(管理棟)関連施設遺構の保存整備を行う。また、来訪者が快適に歩ける園路整備、来訪者の理解を助けるための説明板等の整備を行う。

(4) 保存を目的とした整備

1) 管理

- ・ ゾーン南東部、北東部の斜面は、崩落の危険性があるため、平場の保存や来訪者の安全を確保するために法面緑化等の崩落防止対策を講ずる。

2) 修理

- ・ 経年変化や災害(豪雨、台風、積雪等)により、本質的価値のごく軽微な毀損が発生した場合には、毀損の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。
 - ・ 土留め石積みについては、石材カルテの作成が平成 27 年度で完了した。今後は、このカルテをもとに、崩落の危険性がある箇所を抽出し、必要な保存修理を進める。
- ①石積みの孕みが認められる 3 号風穴東側の土留め石積みについては、崩落した場合の見学者の安全確保のため、平成 27 年度に落石防護ネットを設置した。今後の定点観測等により、大規模崩落を誘発すると認められる場合は、積み直し等の保存修理を行う。

②階段遺構西側の土留め石積みについては、平成 27 年度に土嚢で押さえる応急対策を実施した。今後経過観察を行い、大規模崩落を誘発すると認められる場合は、積み直し等の保存修理を行う。

- ・ 保存修理を行う場合は、もとの材料・工法を用いることを原則とし、もとの材料が使用できない場合は、同素材の新補材を用いる。石積みが崩落した場合に、元の位置に復旧できるよう石材の番号付けを行う。
- ・ 対策を実施するまでの間は、定点観測や定期的な観察により危険性の進行を把握するとともに、対策終了後も定期的に経過観察を行い、必要な維持管理・追加工事を実施する。
- ・ 地上に表出している池跡、土留め石積み等の遺構について、石の抜け落ちや欠損が見られる場合は、もとの材料・工法を用いて修復する。元の材料が使用できない場合は、同素材の新補材を用いる。
- ・ 地下に埋蔵されている遺構は、地中での現状保存を基本とする。



①南東部斜面



② 3号風穴東側の土留め石積み



③池跡の石積み



④土留め石積み

写真 5-1 番舎遺構ゾーンの状況(1)

(5) 活用を目的とした整備

1) 環境整備

- ・ 番舎遺構ゾーンは、来訪者が屋敷集落方面を眺望しながら滞留できるエリアとして整備することとし、眺望確保のための植生管理を行う。
- ・ ゾーン北東部斜面のスギは、倒木した場合に石積みや斜面の崩落につながるため、伐採する。
- ・ これまでの発掘調査で大正時代の基盤層と番舎関連施設の配置がかなり明確になっている。そこで、遺構の保護層を十分確保した上で、可能な限り大正時代の地形に近づける。後世の造成であることが確認されている場合は、切土を認める。
- ・ ゾーン内の平地は、土砂が流亡し、地形の改変や遺構面の露出する恐れがあるため、地被植物等による植栽を行い、遺構面を保護する。植栽する植物は周辺に自生するものを選定し、史跡や周辺植生との調和に配慮する。
- ・ 遺構の保存・活用上、排水の必要性があると判断された場合は、敷き砂利、暗渠等による排水対策を行う。ただし、側溝のように地表面に露出する工法は避ける。

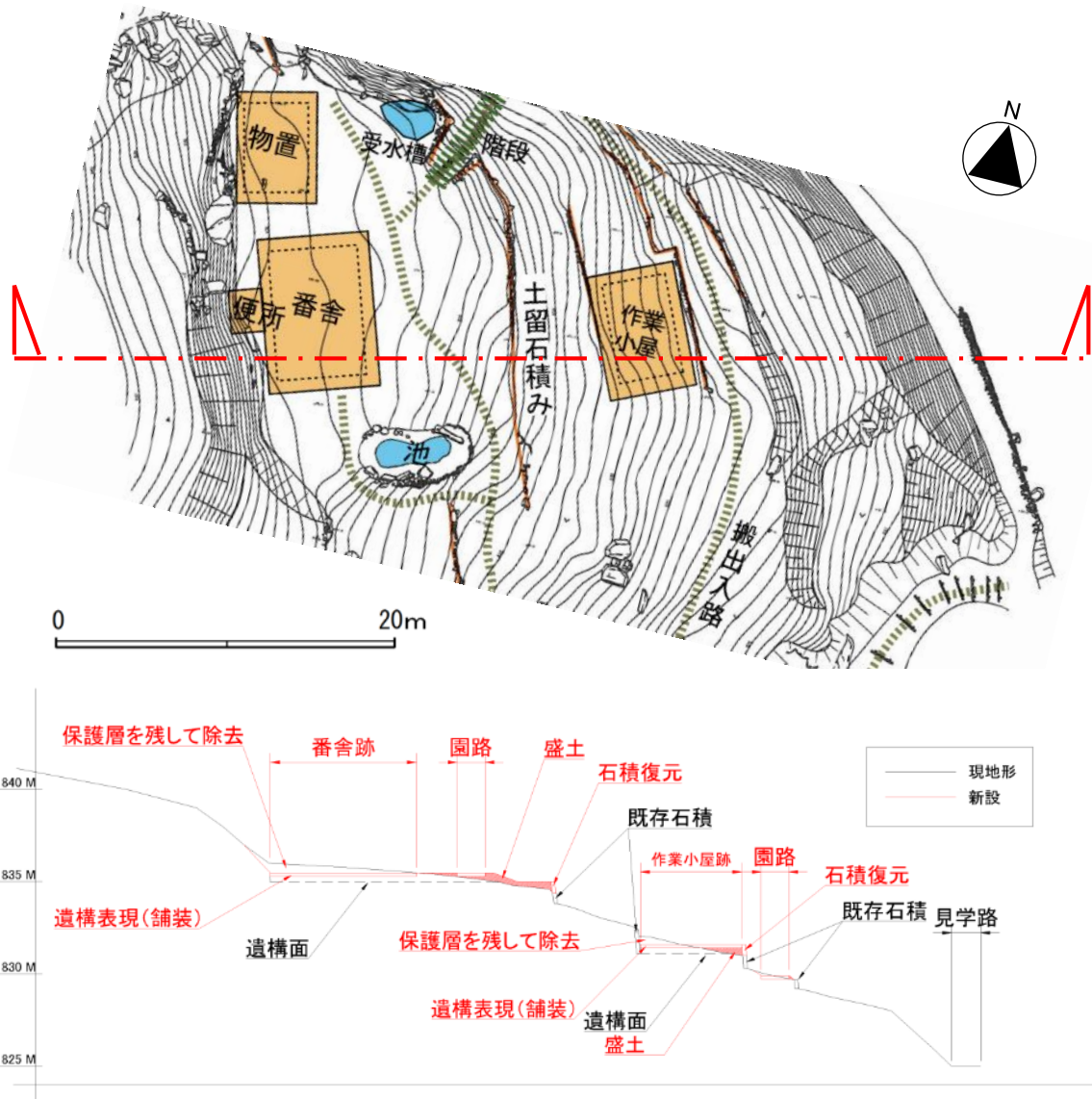


図 5-4 造成断面模式図



①北東部斜面のスギ



②番舎関連施設のある平場

写真 5-2 番舎遺構ゾーンの状況(2)

2) 遺構表現整備

- ・ 番舎関連施設について、学術調査の結果を踏まえて、以下のような遺構表現を行う。

①番舎跡・物置跡・作業小屋跡

地下遺構の保存を優先し、露出展示は行わない。遺構範囲を舗装材等で平面的に表示し、建物があつたことを示す。現時点では、建物の設計資料やその他の調査研究等による復元するに足る十分な資料がないため、建物の復元整備は行わず、説明板で当時の形態や機能について解説する。将来的には、調査研究成果に基づき、復元の可能性を検討する。

②池跡

現状でも池となっているため、地上に表出している石積み等は実物の露出展示を行い、欠損部分の修復や、崩落部の積み直し等を適宜行う。

③受水槽跡・貯水槽跡

地下遺構の保存を優先し、露出展示は行わない。遺構範囲を舗装材等で平面的に表示し、説明板等で受水槽があつたことを説明する。将来的には、レプリカ等による複製展示等を検討する。

④土留め石積み

地上に表出している土留め石積みは、実物の露出展示を行う。平場の土砂流出防止のためにも、欠損部分の修復や、崩落部の積み直し等を行う。

⑤搬出入路・階段

地下遺構の保存を優先し、露出展示は行わない。線形を復元して園路として利用する。3号風穴東側の受水槽脇の階段は、覆土により遺構を保護した上で、上部に階段を設置して園路として利用する。

⑥庭

人為的な造成による平場の形状を表現するため、定期的な草刈りにより、平場空間を顕在化させる。

- ・ 掘削を伴う整備を行う場合は、地下に埋蔵されている遺構に影響を与えない方法とする。

■舗装材の種類

番舎遺構ゾーンはバリアフリーに配慮するエリアであるため、平面表示の方法については、平面規模を舗装材等で表示するなど、見学者の歩行を妨げず、園路としても利用できるものとする。排水面にも留意する。舗装材の種類としては、ゴムチップ舗装、アスファルト舗装、土系舗装、樹脂舗装（骨材に使用する材料によってさまざまな種類がある）、ブロック舗装などがある。具体的な舗装材については基本設計で検討する。



ゴムチップ舗装



アスファルト舗装



土系舗装



樹脂系舗装



ブロック舗装

写真 5-3 舗装材の種類

3) 施設整備

- ・ 園路は、風穴稼働当時の搬出入路を活かし、見学者の安全を確保するために必要な最低限の整備を行う。また、現在のチケット小屋から番舎跡までの範囲はバリアフリーエリアとして、車いす等でも移動しやすい園路整備を行う。
- ・ 史跡の範囲や施設の配置等の情報を提供するための総合案内板、遺構について解説し来訪者の理解を助けるための説明板、来訪者を適切に誘導するための誘導標識等を設置する。
- ・ 番舎遺構ゾーンは眺望広場として整備するため、既存の施設を活かしつつ、来訪者が滞留する場所にベンチを設置する。設置するベンチは置き型とし、設置場所は遺構等を眺める際、視界を遮らない位置とする。
- ・ 当面は、現在あるチケット小屋で入場者の管理を行う。なお、将来的にガイダンス施設が屋敷集落内に整備された場合は、入場者の管理場所は動線に合わせて移すことを検討する。

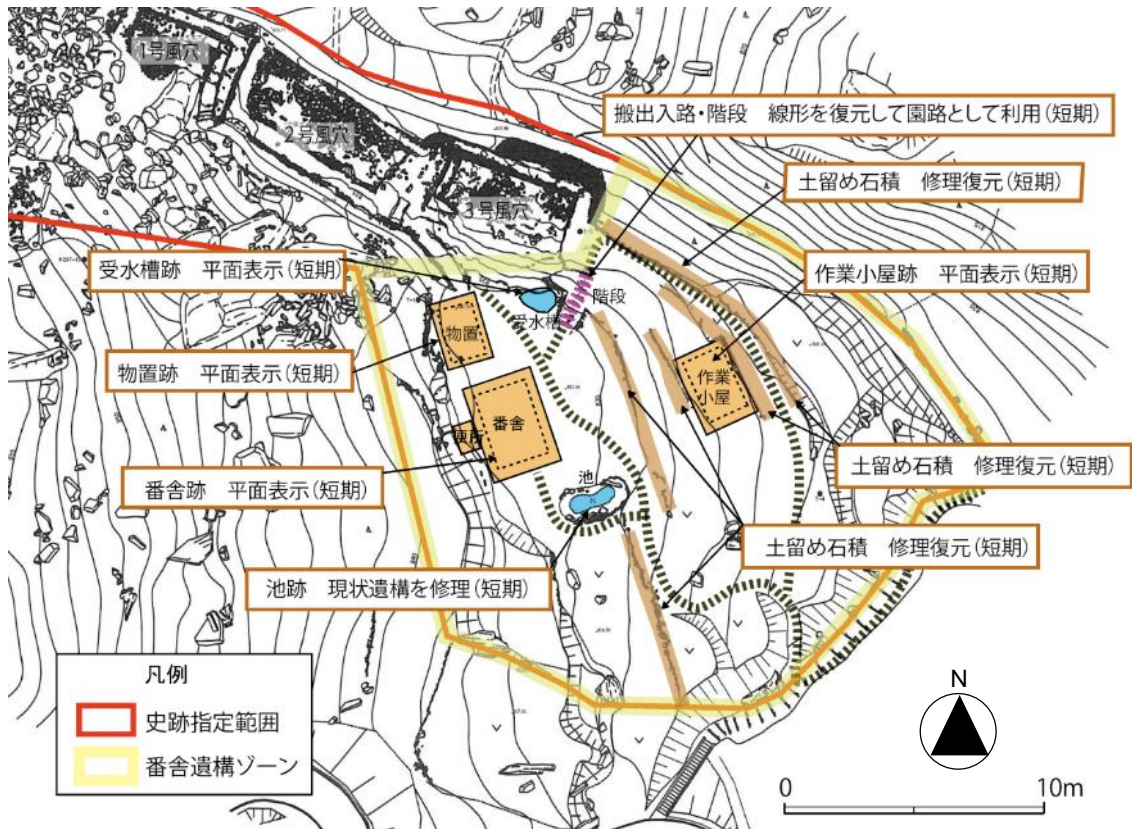


図 5-5 遺構表現計画図 (番舎遺構ゾーン)



図 5-6 施設整備計画図 (番舎遺構ゾーン)

3-2 風穴ゾーン（冷風体験ゾーン）

(1) ゾーンの概要

蚕種貯蔵施設（風穴）の基礎部にあたる石積遺構、隣接した通路、冷風の通り道である沢が存在する地区である。荒船風穴の中核部であり、ここに蚕種貯蔵施設がつけられた主因である冷風を、現在においても体験することができる。

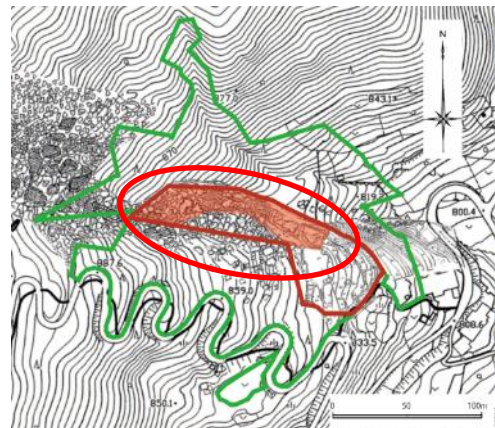


図 5-7 風穴ゾーン

(2) 整備方針

「風穴石積みの保存と冷風が体験できる場としての活用」

石積み遺構等の保存と不安定箇所への補修を図り、冷風体験ゾーンとして、風穴石積みの特徴や冷風を利用した蚕種貯蔵施設としての利用状況を示せるようにする。安全確保の観点から、園路を除き、風穴内部への立ち入り、通行は原則として禁止する。

短期的には、崩落の危険性がある石積み（3号風穴北面補強石積み等）の積み直し、補修を行う。また、長期的な公開活用に向けては、来訪者が風穴本来の姿を理解できるよう、調査研究の成果を踏まえ、崩落している石積み（2号風穴北面・3号風穴南面）の修復の検討を行う。

(3) 整備のコンセプト

石積み遺構を保存するために必要な整備を実施する。また、来訪者が快適に歩ける園路整備、来訪者の理解を助けるための説明板等の整備を行う。

(4) 保存を目的とした整備

1) 管理

- ・ 風穴石積みの保存覆屋は、雨水の侵入を防ぎ、温度の変動を抑えることが可能になる反面、危険箇所把握調査で石積み周辺の岩塊崩落の危険性、地盤の軟弱性が指摘されており、景観への影響も懸念される。そのため、保存覆屋の設置は行わない。
- ・ ゾーン西部の斜面は崩落の危険性があるため、遺構の保存や来訪者の安全確保のために崩落防止対策を講ずる。ただし、冷風源としての機能を損なわない工法とする。

2) 修理

- ・ 経年変化や災害（豪雨、台風、積雪等）により、本質的価値のごく軽微な毀損が発生した場合には、毀損の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。
- ・ 風穴石積みについては、石材カルテの作成が平成 27 年度で完了した。今後は、このカルテをもとに、崩落の危険性がある箇所を抽出し、必要な保存修理を進める。

① 1号風穴

- ・平成23年度に崩落した1号風穴南面石積み復旧工事を行った。現状では、崩落の危険性が高い石積みの孕みは見られない。

② 2号風穴

- ・2号風穴南面上部の1石抜け落ち箇所については、平成27年度に差し込んで補修した。
- ・現在すでに崩落している2号風穴北面石積みについては、周辺石積みの施工方法を踏襲し、当時の姿に復元修理することを基本に調査研究を行う。ただし、調査研究の結果、現状で安定地形となっていると判断された場合には、施工に伴うリスクや文化財保護の観点から、石積みの復元修理は行わない。

③ 3号風穴

- ・石積みの孕みが認められる北面補強石積み（はばき石積み）については、大規模崩落を誘発すると認められる場合は、もとの材料・工法を用いて積み直し等の保存修理を行う。元の材料が使用できない場合は、同素材の新補材を用いる。
- ・現在すでに崩落している3号風穴南面石積みについては、周辺石積みの施工方法を踏襲し、当時の姿に復元修理することを基本に調査研究を行う。ただし、調査研究の結果、現状で安定地形となっていると判断された場合には、施工に伴うリスクや文化財保護の観点から、石積みの復元修理は行わない。
- ・石積みの目地止め（石灰モルタル）は、植物の根の侵入による劣化を防ぐため定期的に清掃し、補修が必要な場合は元の材料を用いて保存修理を行う。
- ・石積みが崩落した場合に、元の位置に復旧できるよう石材の番号付けを行う。
- ・対策を実施するまでの間は、定点観測や定期的な観察により危険性の進行を把握するとともに、対策終了後も定期的に経過観察を行い、必要な維持管理・追加工事を実施する。

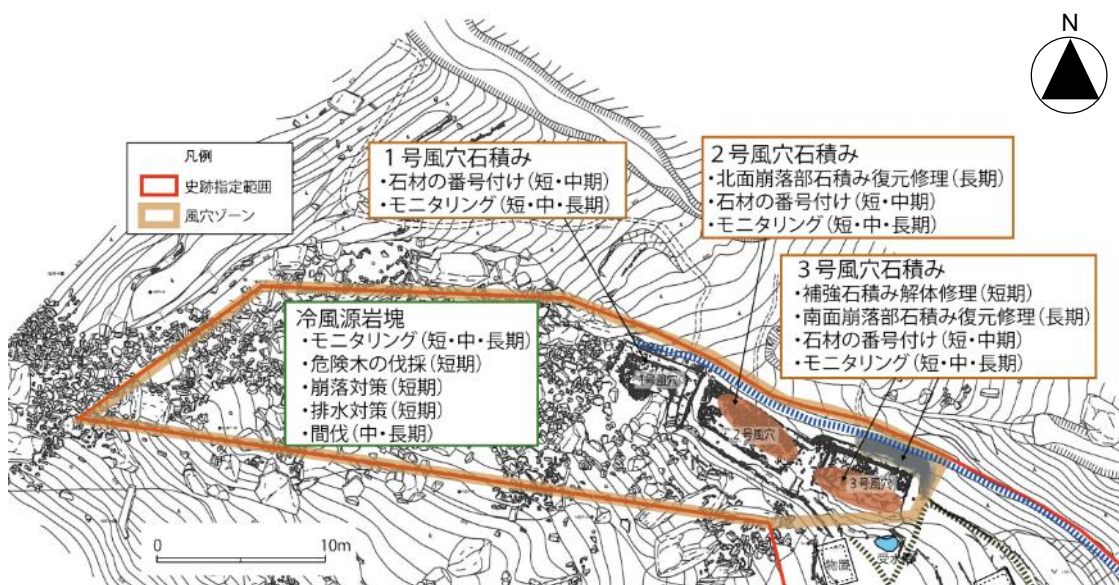


図5-8 遺構保存計画図（風穴ゾーン）



① 3号風穴北面補強石積み（孕み）



② 2号風穴南面上部（1石間詰め後）



③ 2号風穴北面（崩落石積み）



④ 3号風穴南面（崩落石積み）

写真 5-4 風穴石積みの状況

(5) 活用を目的とした整備

1) 環境整備

- ・ 遺構を毀損する可能性のある樹木は伐採する。

2) 遺構表現整備

- ・ 風穴は建屋と一体の施設であったことから、風穴本来のすがたを公開するためには、本来復元整備を目指すものである。しかし、現時点では、建設当初の設計資料やその他の文化財調査や研究等による復元するに足る十分な資料がない。また、石積みの強度や周辺岩塊の崩落の危険性、地盤の軟弱性なども懸念されている。そのため、風穴建屋の復元整備は行わず、模型や端末機器等によるバーチャルでの復元を軸に復元展示を行う。将来的には、調査研究成果に基づき、復元の可能性を検討する。

3) 施設整備

- ・ 園路は、現在の見学路を活かし、見学者の安全を確保するために必要な最低限の整備を行う。
- ・ 転落防止柵は、見学者の安全を確保するため、必要に応じて園路沿いに設置する。
- ・ 史跡の範囲や施設の配置等の情報を提供するための総合案内板、遺構について解説し、来訪者の理解を助けるための説明板、来訪者を適切に誘導するための誘導標識等を設置する。

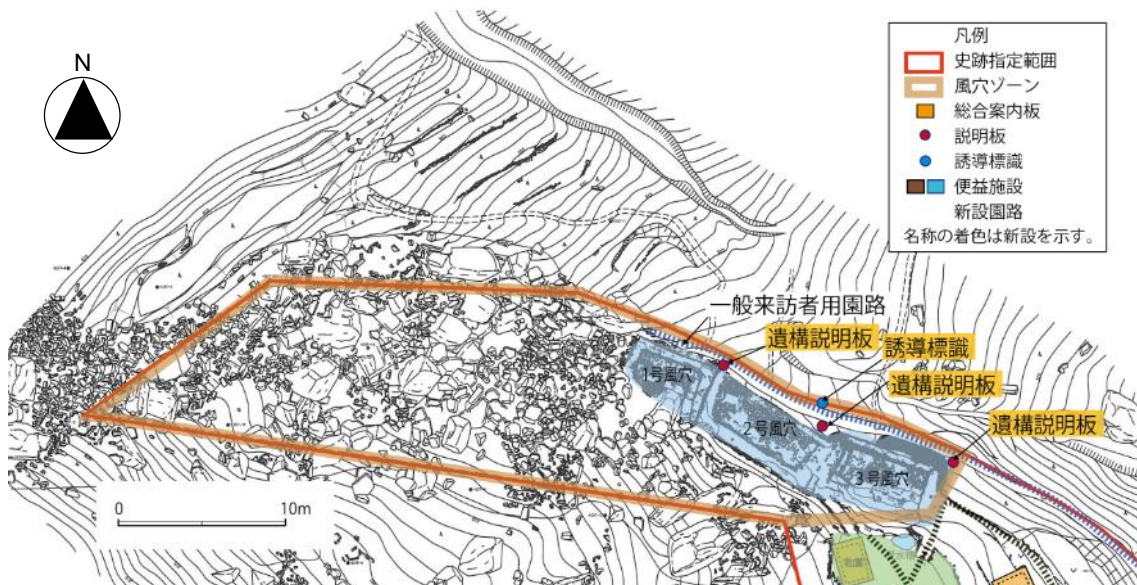


図 5-9 施設整備計画図（風穴ゾーン）

3-3 治山対策ゾーン

(1) ゾーンの概要

整備基本構想で示した治山対策ゾーンの史跡内、史跡外を一つにまとめたエリアで、史跡内の風穴石積遺構南側の斜面部の中で遺構に近接している箇所、風穴石積遺構北側通路の東側部分と史跡指定地南北の斜面部である。

史跡内の南側斜面には多くの転石が見られ、風穴遺構に近接しているため、落石や斜面の崩壊が起こると、見学者の安全や風穴の石積遺構の保存に大きな影響を及ぼすことが予想される。また、風穴石積遺構北側通路東側部分は、沢へ落ち込む急斜面に面している。史跡外の南側、北側は、ともにスギや落葉広葉樹からなる山林である。南側斜面には転石が多く見られ、北側や北西側にはガリ浸食による沢が見られる。

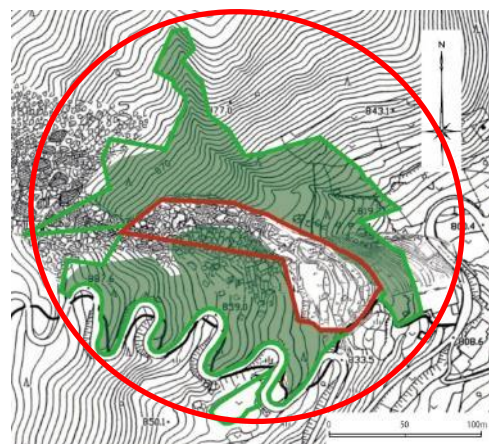


図 5-10 治山対策ゾーン

(2) 整備方針

「落石対策と植生復元」

崩落危険箇所に対しては防止措置を行い、見学者の安全と遺構の保存を図る。また、将来的にはスギ植林地の植生復元を検討する。

(3) 整備のコンセプト

危険箇所把握調査の結果を踏まえて、今後、危険が大きいと判断された地点については、転石の除去、樹脂による岩塊亀裂の補強、雨水の影響を軽減するための排水措置等、必要な対策を行う。また、間伐や倒木、流木の除去等を行い、森林環境を維持する。

(4) 保存を目的とした整備

1) 管理

- ・ 基本的には、現状の景観を維持する。
- ・ ゾーン西部の斜面は、史跡の保存と来訪者の安全確保の観点から、これらに影響を及ぼす可能性の高い不安定岩塊や浮石、斜面について保存対策を行う。ただし、冷風源としての機能を損なわない工法とする。
- ・ 対策を実施するまでの間は、定点観測や定期的な観察により危険性の進行を把握するとともに、対策終了後も定期的に経過観察を行い、必要な維持管理・追加工事を実施する。
- ・ 水の流入が石積みの崩落や孕みの進行に多大な影響を与えていることが指摘されているため、石積み周辺に集まる水を適切に排水する。

(5) 活用を目的とした整備

1) 環境整備

- ・ 遺構を毀損する可能性のある樹木は伐採する。
- ・ 公開エリアについては、景観に悪影響を与えている樹木の間伐や枝払い、下草の定期的な草刈りを行う。
- ・ 公開エリア以外については、倒木、枯木の処理、樹木の間伐や枝打ち、下草刈り等を行い、山林を維持する。
- ・ スギの植林地については、調査の結果を踏まえて、植生復元の実施を検討する。
- ・ 施設が指定地からの景観を阻害する場合には、修景植栽を行う。

2) 施設整備

- ・ 風穴上部（西側）の冷風源の岩塊の堆積を見学できるよう園路の整備を行う。
- ・ 転落防止柵は、見学者の安全を確保するため、必要に応じて園路沿いに設置する。
- ・ 公開エリアには、史跡の範囲や施設の配置等の情報を提供するための総合案内板、遺構について解説し、来訪者の理解を助けるための説明板、来訪者を適切に誘導するための誘導標識等を設置する。
- ・ 既存の施設は引き続き利用し、適宜補修、更新する。石材置場は、普段は展望デッキとして利用する。
- ・ 風穴石積みの積み直し工事等を行うために、見学路を利用することなく指定地北側から風穴脇に侵入することのできる作業用道路・工事用ヤードを設置する。作業用道路・工事用ヤードは、工事用車両の通行が可能な必要最低限の簡易な仕様とし、工事終了後はもとの状態に復旧することを原則とする。



①史跡南側のエリア



②1号風穴南側の岩塊



③石材置場（展望デッキ）



④展望デッキからの眺望

写真 5-5 治山対策ゾーンの状況

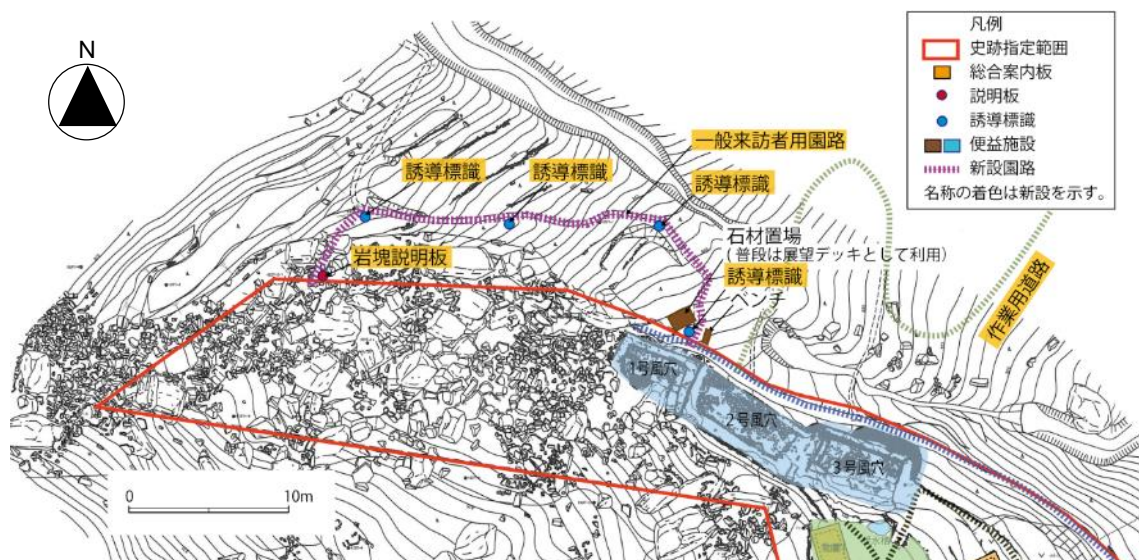


図 5-11 施設整備計画図（治山対策ゾーン）

3-4 冷風源岩塊ゾーン

(1) ゾーンの概要

荒船風穴の冷風を生み出す岩塊堆積層の崖錘地形（岩塊の沢）と、露頭岩およびその周辺を含めた地区である。

冷風発生の環境の源となる重要な場所である。

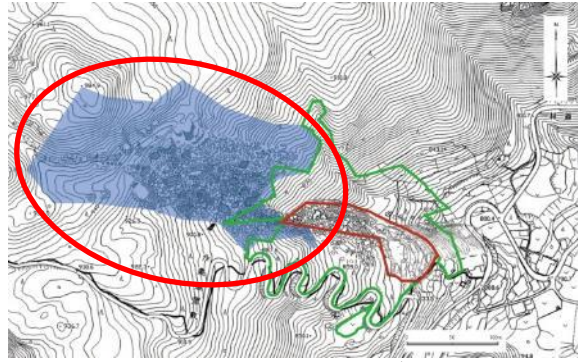


図 5-12 冷風源岩塊ゾーン

(2) 整備方針

「冷風発生源の公有地化と保存」

冷風発生の源となる重要な場所であることから、公有地化、史跡としての追加指定を行い、環境保全を図る。冷風発生の雄大な自然の仕組みに触れられるよう、史跡と一体的な公開活用を図る。

(3) 整備のコンセプト

間伐や倒木、流木の除去等を行い、森林環境の保全に努める。公有地化、史跡としての追加指定を進める。将来的には、冷風発生の雄大な自然の仕組みに触れられるよう、冷風源としての機能を損なわない範囲で、里道等を活かした散策路の整備を検討する。

(4) 保存を目的とした整備

1) 管理

- ・ 基本的には、現状の景観を維持する。
- ・ 岩塊の沢と露頭岩の範囲は、荒船風穴の冷風発生源として史跡と密接に関連していることから、史跡として追加指定を目指す。追加指定された場合には、指定地境界に指定の範囲を明示する境界標を設置する。
- ・ 崩落の危険性がある斜面等について、遺構の保存や来訪者の安全を確保するために必要な場合は、本質的価値の有無によって工法を検討し、対策を講ずる。ただし、冷風源としての機能を損なわない工法とする。

(5) 活用を目的とした整備

1) 環境整備

- ・ 基本的に地形造成は行わない。
- ・ 公開するエリアについては、景観に悪影響を与えている樹木の間伐や枝払い、下草の定期的な草刈りを行う。
- ・ 公開するエリア以外については、倒木、枯木の処理、樹木の間伐や枝打ち、下草刈り等を行い、山林を維持する。

2) 施設整備

- ・ 将来、公有地化し、史跡として追加指定がなされた場合には、風穴上部の岩塊の沢や露頭岩を見学できるようにする。ただし、本エリアは、冷風発生源を保存することが第一の目的であることから、具体的な公開方法については、冷風源への影響を十分考慮した上でルートや園路の仕様について検討し、必要最小限の整備に留める。
- ・ 散策路整備箇所には、史跡の範囲や現在の位置等の情報を提供するための総合案内板、来訪者を適切に誘導する誘導標識を設置する。



写真 5-6 冷風源岩塊ゾーンの岩塊の堆積

3-5 見学者広場ゾーン

(1) ゾーンの概要

既存の見学者広場の地区である。

史跡からは目につかない場所に位置し、現在、トイレ、休憩小屋、野外卓、ベンチ等が整備され、タクシープール、管理用車両駐車場等に利用されている。現状では、ガイダンス施設の設置に最も適した場所である。

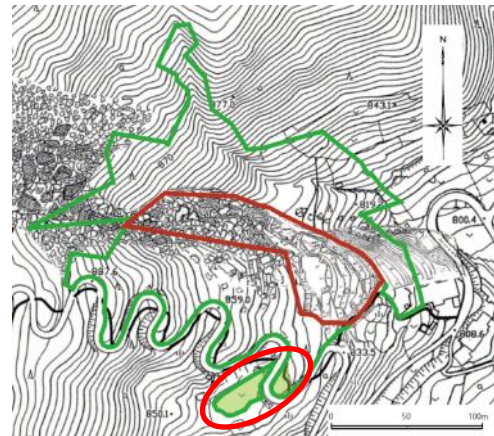


図 5-13 見学者広場ゾーン

(2) 整備方針

「便益施設ゾーンとしての活用」

引き続き、見学者のための便益・休憩エリアとして利用するとともに、便益機能の強化をはかる。ガイダンス施設の設置については、来訪者の動線等も踏まえ、十分検討する。

(3) 整備のコンセプト

既存の便益施設（緊急避難施設（東屋）、野外卓、ベンチ、トイレ、自動販売機など）に加え、解説板等を整備し、休憩場所、ガイダンスとして利用する。また、緊急車両用駐車

スペース、障害者用駐車スペースを整備する。これまで同様、タクシー利用者用の乗降場所、タクシープールとしても利用する。



写真 5-7 見学者広場ゾーン

(4) 保存を目的とした整備

- ・ 保存を目的とした整備は行わない。

(5) 活用を目的とした整備

1) 環境整備

- ・ 後世の造成であることが確認されている場合は、遺構の保護層を十分確保した上で、切土による造成を認める。
- ・ 広場の整備に際して、排水の必要性があると判断された場合は、敷き砂利、暗渠等による排水対策を行う。
- ・ 施設が指定地からの景観を阻害する場合には、修景植栽を行う。

2) 施設整備

- ・ 見学者広場ゾーンは来訪者が滞留する広場として整備するため、史跡の範囲や施設の配置等の情報を提供するための総合案内板、来訪者を適切に誘導するための誘導標識を設置する。
- ・ トイレ、水飲み、外灯等を設置する。既存の施設はそのまま利用し、適宜改修する。
- ・ 見学者広場ゾーンにはすでにベンチや野外卓等の休憩施設が設置されている。これを活用しつつ、必要に応じて追加・交換する。
- ・ 近年、ゴミの持ち帰りは一般利用者にも浸透し、理解されているので、ゴミ箱の設置は計画しない。
- ・ 見学者広場に緊急車両用駐車スペース、障害者用駐車スペースを確保する。
- ・ 冷風の吹き出している部分については、その機能の保全に努めると共に、冷風の体験エリアの一つとして活用を図る。
- ・ 水道施設、電気施設は、施設設置のために必要な箇所に新設する。

3-6 交通対策ゾーン

(1) ゾーンの概要

整備基本構想で示した交通対策ゾーン（既存の一般見学者用駐車場）に加え、管理車両用の駐車場、工事用ヤード、一般見学者用の駐車場の新設候補地を加えたエリアである。

既存の一般車両の駐車場は、史跡から約0.8km離れている。史跡周辺の駐車場候補地は屋敷集落内に所在するが、史跡からは直接視認できない場所に位置する。

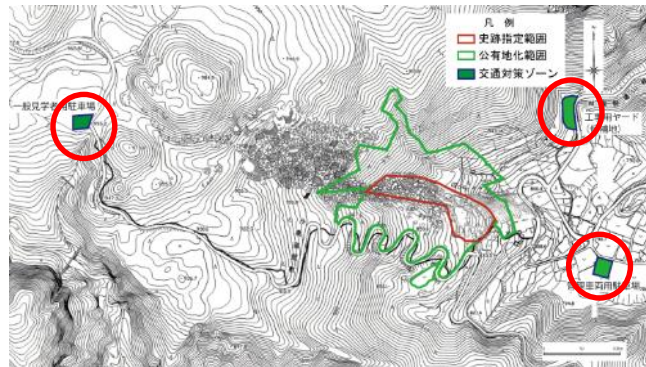


図 5-14 交通対策ゾーン

(2) 整備方針

「駐車場の利便性の向上」

既存の駐車場を引き続き利用するとともに、駐車場～見学者広場間の送迎を行う観光タクシーをこれまで通り運行する。また、解説員・維持管理・整備工事等の車両を駐車する場所を史跡近くに新たに確保する。

(3) 整備のコンセプト

既存の駐車場は、引き続き来訪者用駐車場として利用する。なお、駐車場と史跡との距離が離れていることから、これまで通り駐車場～見学者広場間の送迎を行う観光タクシーの運行について、関係機関と調整を図る。

一方、屋敷集落内には、管理車両用駐車場及び工事用ヤードを新たに確保する。併せて、車両が工事用ヤードから見学路を通らずに史跡へ入ることができるよう、作業用道路を整備する。（駐車場の具体的な内容は、第6章 個別計画「4. 周辺整備計画 4-1 駐車場」に示す。）



写真 5-8 現在の一般見学者用駐車場

(4) 保存を目的とした整備

- ・ 保存を目的とした整備は行わない。

(5) 活用を目的とした整備

1) 環境整備

- ・ 広場の整備に際して、排水の必要性があると判断された場合は、敷き砂利、暗渠等による排水対策を行う。
- ・ 施設が指定地からの景観を阻害する場合には、修景植栽を行う。

2) 施設整備

- ・ 交通対策ゾーンは来訪者の導入部であるため、史跡の範囲や施設の配置等の情報を提供するための総合案内板を設置する。駐車場～史跡間には来訪者を適切に誘導するための誘導標識を設置する。既存施設は引き続き利用し、適宜補修、更新する。
- ・ 冷風の吹き出している部分については、その機能の保全に努めると共に、冷風の体験エリアの一つとして活用を図る。
- ・ 駐車場には、トイレ、水飲み、外灯を設置する。
- ・ 水道施設、電気施設は、施設設置のために必要な箇所に新設する。
- ・ 既存の駐車場は、大型バス及び土日休日の一般見学者用駐車場として利用する。なお、混雑期には満車になることがあるため、乗用車の駐車台数を増やすと共に、大型バス用の駐車スペースを確保する。
- ・ 駐車場と史跡との距離が離れているため、引き続き駐車場～見学者広場間の送迎を行う観光タクシーの運行ができるよう、関係機関と調整を図る。
- ・ 史跡周辺に、解説員・維持管理・整備工事等の車両を駐車する管理車両用駐車場及び工事用ヤードを整備する。将来的に市野営ルートが乗用車限定で利用可能となった場合には、一般見学者用駐車場としての利用を検討する。
- ・ 維持管理や整備工事の際に、車両が工事用ヤードから見学路を通らずに史跡内へ入ることができるよう、作業用道路を整備する。

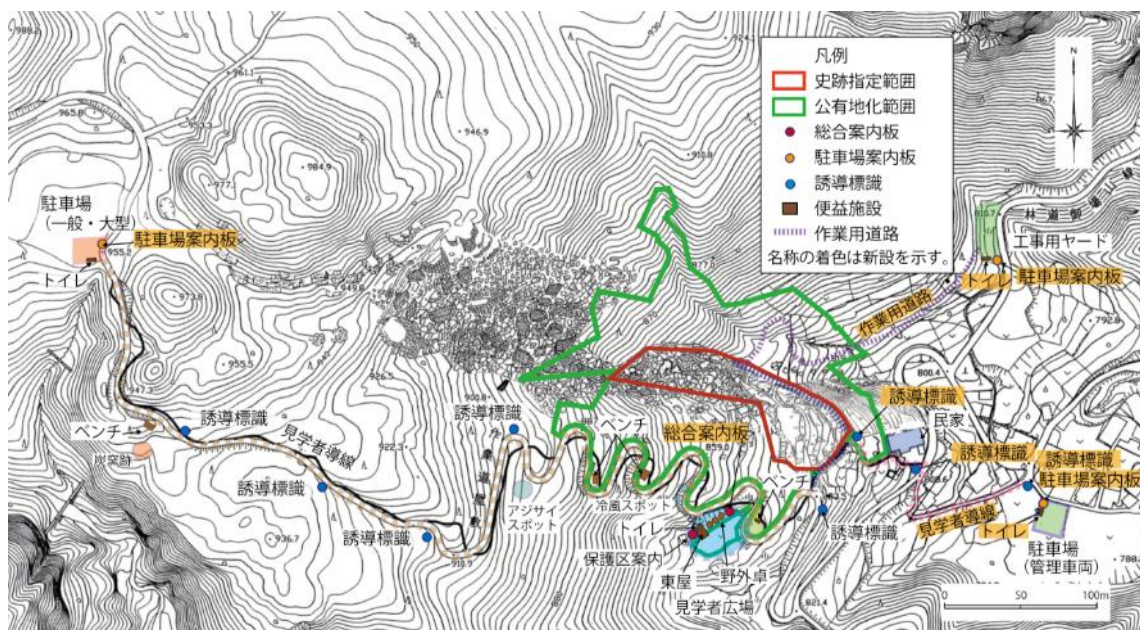


図 5-15 施設整備計画図（見学者広場ゾーン・交通対策ゾーン）